

## 第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成25年 8月21日(水) 午前10時00分

場 所 津市安濃庁舎 2階 会議室1・2

出席部会委員 2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司 ・6 赤塚 薫  
7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久  
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人 ・20 中川 文博  
22 中林 長一・23 平井 秀次・48 前川 正次

以上15名

欠席委員 1 池田 長義 ・43 後藤 勝

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平担当副主幹  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 2 太田 義政・48 前川 正次

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消願について(所有権移転)

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

報告第8号 時効取得による所有権の移転について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

## 議 事 の 大 要

議 長        それでは、第8回第1農地部会を開催させていただきます。本日の欠席は2名、出席委員は15名です。それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。2番 太田 委員、48番 前川 委員、よろしく願いいたします。まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第8号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局        議案書の1ページをお願いいたします。

                 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

                 番号1及び2で、件数は2件、合計面積3,018㎡で、その内訳は、田が2,848㎡、畑が170㎡でございます。

                 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約したものであります。

                 次に2ページから6ページをお願いいたします。

                 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

                 これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、6ページにありますように、件数は7件、合計面積は41,605㎡で、その内訳は、田が29,950㎡、畑が11,655㎡でございます。

                 なお、番号1 神戸地区 \_\_\_\_\_さん及び番号5 黒田地区 \_\_\_\_\_さんからあっせん希望がございました。

                 地元委員さんをはじめ委員の皆さんで、受け手の情報がございましたらあっせんを宜しく願いいたします。

                 続いて、7ページをお願いいたします。

                 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

                 番号1は、倉庫用地、番号2は、事務所、アパート、物置、駐車場用地でござ

ございます。

以上件数は2件、合計面積は1,085㎡で、すべて田でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1は、資材置場用地、番号2は、長屋住宅用地、番号3は、デイサービス施設用地、番号4は、一般個人住宅用地、番号5は、駐車場用地、番号6は、一般個人住宅用地、番号7は、駐車場用地でございます。

以上件数は7件、合計面積は2,851.5㎡で、その内訳は、田が666㎡、畑が2,185.5㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消願について（所有権移転）でございます。

番号1で、平成25年3月26日付けで届出を受理した案件でございますが、契約内容に錯誤があり、売買契約を無効にして所有権移転登記を抹消されるということです。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、資材置場用地の1件で、面積は、畑で588㎡でございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、田で308.93㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第8号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、これにつきましては、平成4年12月25日より、権利者である\_\_\_\_\_が畑として利用しており、20年以上前から、所有の意思をもって平穩・公然に占有することによって、取得時効が完成していると判断されるものであります。面積は、畑で631㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。事務局より説明があった通りでございます。議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受け人 \_\_\_\_\_、面積29,438㎡、渡し人\_\_\_\_、面積1,983㎡、申請地 一身田平野志登茂\_\_\_\_、台帳地目・現況地とも田、面積991㎡ 外2筆で、合計面積1,983㎡です。

これにつきましては、渡人の住所が遠方のため離農することから、受人は、

申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 神戸、受け人 \_\_\_\_\_、面積59,422㎡、渡し人\_\_\_\_\_  
面積9,192㎡、申請地 野田一八\_\_\_\_\_  
面積1,105㎡。

これにつきましては、渡人の住所が遠方のため耕作が不便であることから、受人は申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 大里、受け人 \_\_\_\_\_、面積7,032㎡、渡し人 \_\_\_\_\_  
面積820㎡、申請地 大里山室町西川原\_\_\_\_\_  
面積5.09㎡。

これにつきましては、受人は、相手方の要望により、自作地を交換しようとするものです。なお、交換する受人所有の土地につきましては、農地法第5条による許可申請が提出されております。

番号4、地区 豊津、受け人 \_\_\_\_\_、面積7,920㎡、渡し人 \_\_\_\_\_  
外1名、面積462㎡、申請地 河芸町影重丸林\_\_\_\_\_  
面積462㎡。

これにつきましては、渡人の住所が遠方のため離農することから、受人は、渡人からの要望により、申請地を譲り受けようとするものです。

番号5、地区 高宮、受け人 \_\_\_\_\_、面積11,323㎡、渡し人\_\_\_\_\_  
面積3,111㎡、申請地 美里町五百野中之郷\_\_\_\_\_  
面積611㎡。

これにつきましては、渡人の住所が遠方のため耕作が不便であることから、受人は、申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 草生、受け人 \_\_\_\_\_、面積738,747.48㎡、渡し人 \_\_\_\_\_  
面積3,050.91㎡、申請地 安濃町安部上津見\_\_\_\_\_  
面積156㎡。

これにつきましては、渡人の住所が遠方のため耕作が不便であることから、受人は、申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 香良洲、受け人 \_\_\_\_\_、面積4,597㎡、渡し人\_\_\_\_\_  
面積1,052㎡、申請地 香良洲町北浦\_\_\_\_\_  
面積258㎡ 外1筆で合計面積1,052㎡。

これにつきましては、渡人の住所が遠方のため離農することから、受人は、渡人からの要望により、申請地を譲り受けようとするものです。

以上件数は7件、合計面積は5,374.09㎡で、その内訳は田4,140㎡、畑1,234.09㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんのご意見をお伺いたします。1番、一身田。

青木委員 5番 青木です。譲受人は、沢山田んぼも作っており、機械も持っているもので、何ら問題はありませんので、よろしくお願いたします。

議 長	2番、神戸。
事 務 局	池田委員は今日ご欠席ですけど、事前に連絡をいただいております、問題ないという事でした。
議 長	そういう事でございます。3番、私でございます。土地を融通し合いするという事で、何ら問題はなかろうということで、よろしくお願いいたします。それでは、4番、豊津。
丹羽委員	13番 丹羽です。2人の方が、遠方で離農という事で、問題ないかと思えます。皆さん、よろしくお願いいたします。
議 長	5番、高宮。
中川委員	20番 中川です。事務局の説明通り、何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	6番、草生。
平井委員	23番 平井です。譲渡人は高齢で、東京へ引っ越しされ、耕作できませんので、許可しても何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。それでは、7番、香良洲。
事 務 局	後藤委員は欠席でございます。先ほどと同じように現地確認していただいて、問題ないという連絡を後藤委員から受けておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょう。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	14ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田井戸町里前_____ 台帳地目・現況地目とも畑、面積380㎡です。 これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 上野、申請者 _____、申請地 河芸町西千里風ヶ坂_____ 、

台帳地目・現況地目とも畑、面積267㎡ 外7筆で合計面積2,262㎡。  
これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町高佐里南\_\_\_\_\_  
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積92㎡。

これにつきましては、住宅の庭として以前から利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本新町\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積23㎡ 外2筆で合計面積124㎡。

これにつきましては、申請地を長屋住宅用地とするものですが、以前から造成され宅地化しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本追上\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積505㎡。

これにつきましては、以前から物置用地及び居宅の庭として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は3,363㎡で、その内訳は田92㎡、畑3,271㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんのご意見をお伺いいたします。1番、片田。

森 委員 3番 森です。8月9日にグループの地元委員と事務局とで現地確認をしました。現状は休耕地でありまして、太陽光発電施設設置による周辺への影響はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 2番、上野。

前田委員 14番 前田です。会長さん、部会長さん、事務局等来ていただきまして、現地も見ていただきまして、何ら問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 3番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。相続した\_\_\_\_\_さんという方が、申請地を売りたいという事で、登記簿地目を調べたところ、現況宅地となっている一部が田であることが判明し、始末書を提出し庭用地に転用したいとの事でした。よろしく申し上げます。

議 長 4番、5番。

田中委員	16番 田中です。家の屋敷畑でございまして、4番、5番共に、始末書の提出がございましたので、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
議長	それでは、地元委員さんからは意義のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。
事務局	15ページから16ページのほうをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 白塚、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積85㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、この後の番号2及び番号3と一体で利用して、隣接するクリニックの駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 白塚、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地目とも田、面積95㎡ 外1筆で合計面積200㎡。 これにつきましても先ほどと同様、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 白塚、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地目とも田、面積331㎡。 これにつきましても先ほどと同様、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 大里、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 大里山室町西川原_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積4.23㎡。 これにつきましては、受人は、交換により渡人から申請地を譲り受け、住宅への進入路用地とするものです。既に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 高野尾、受け人 _____、渡し人_____代表取締役_____、申請地 高野尾町大谷_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積902㎡。 これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場として受人が代表を務める_____と使用貸借するものです。 なお、申請地には既に敷き砂利がされており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号6、地区 棕本、受け人 _____代表取締役 _____、渡し人 _____

\_\_\_\_\_外2名、申請地 芸濃町棕本一ッ谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積252㎡ 外3筆で合計面積1,661㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、事務所、倉庫及び駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 安濃、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 安濃町安濃上大谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積625㎡ 外6筆で合計面積2,609㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、資材置場用地として\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_と使用貸借するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は7件、合計面積は5,792.23㎡で、その内訳は田4,042㎡、畑1,750.23㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これから地元委員さんのご意見をお伺いいたします。1番、2番、3番、白塚。

青木委員 5番 青木です。8月6日に旧津市の委員と事務局の立会いのもと、現地確認をしていただきました。問題ないですので、よろしくお願いたします。

議長 4番 私です。先ほど1号議案に申請があった土地とのやりとりという事で、何ら問題はなかろうと思っておりますので、よろしくお願いたします。5番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。先日、8月6日に旧津市の委員さんと事務局の方と現地確認いたしましたして、何ら問題はないという事で、また始末書も提出されております事から、よろしくお願いたします。

議長 6番、棕本。

田中委員 16番 田中です。会長さんをはじめ、事務局の方と、現地確認をしていただきました。現況、畑になっており、地元の委員としては問題ございませんので、よろしくお願いたします。

議長 7番、安濃。

中林委員 22番 中林。これは\_\_\_\_\_の資材置場という事でございまして、面積が2,609㎡あり、12日に現地調査を行いましたところ、別に問題点はございません。なお、これは\_\_\_\_\_へ、雨水が放流されることから、\_\_\_\_\_の自治会長さんの同意書も添付されておりますので、よろしくお願したいと思っております。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがなものでございましょうか。



部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページから18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 黒田、借り人 \_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_\_外6名、申請地 河芸町三行大広\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積165㎡ 外11筆で、合計面積2,779㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃貸し、太陽光発電施設用地とするものです。

なお、当該申請地は、以前に土砂採取されて農地ではなくなっておりますことから、土地所有者からの始末書が提出されております。このため追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明合、借り人 \_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_\_外5名、申請地 安濃町栗加北川原\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積3,630㎡ 外5筆で合計面積12,738㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と砂利採取についての契約を締結し、許可日から平成26年9月20日までの間、砂利採取用地として一時転用するものです。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内農地になります。

以上件数は2件で、合計面積は15,517㎡、その内訳は田が12,847㎡、畑が2,670㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。1番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。山を削った土地で、今雑種地になっていて、面積は2,779㎡です。会長、部会長さんに現地調査に来ていただきまして、見ていただきました。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 2番、明合。

中林委員 22番 中林です。ただいま、事務局の説明がございましたように、\_\_\_\_\_が砂利採取を行う一時転用でございます。\_\_\_\_\_は地元業者で、これまでも実績があり、非常に誠実な業者でございますので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 非農地証明願について事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	19ページをお願いいたします。 議案第5号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 雲林院、願出者 _____、申請地 芸濃町雲林院北川原 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積45㎡ 外1筆で、合計面積215㎡です。 これにつきましては、昭和45年月日不詳で、新築の建物登記がされておりますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。1番、雲林院。
田中委員	16番 田中です。私から報告させていただきます。地元の委員として何ら問題はございません。よろしくお願ひしたいと思います。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは議案第5号については異議なしと認め、証明することに決定をさせていただきます。 それでは、次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 表紙を1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧くださいと思います。 まず、各地区別に、下の合計欄でご説明をさせていただきます。 津地区につきましては、田の賃貸借2,648㎡、畑の賃貸借2,462㎡で、契約件数は4件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借3,825㎡で、契約件数は1件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転合わせて14,571㎡、畑の賃貸借、所有権移転合わせて2,615㎡で、契約件数は4件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借4,614㎡、畑の使用貸借2,848㎡で、契約件数は2件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借2,007㎡で、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、今回、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借、所有権移転を合わせて27,665㎡、畑の集積が、賃貸借と使用貸借、所有権移転を合わせて7,925㎡で、合計契約件数は12件、合計面積は35,590㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区1件、安濃地区1件、美里地区1件でございます。

合計で、契約件数が3件、面積は12,540㎡です。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしというお返事をいただきましたので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。以上で第8回第1農地部会を終了いたします。

午前10時43分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年 8月21日

議長

出席委員

出席委員